

【奨励金対象事業者の要件】

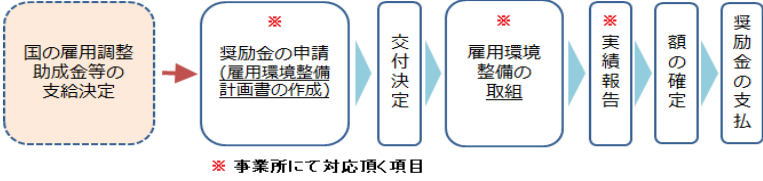
番号	質問	回答												
1	対象はどういう事業主ですか	東京都内に事業所を置く中小企業などの事業主で、国から助成金の交付決定通知書（雇用調整助成金・産業雇用安定助成金・学校休業対応助成金）を受領した事業者等が対象になります 令和2年度に東京都が実施した「東京都新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の交付を受けた事業所、令和3年度から実施している当奨励金の交付決定をすでに受けている事業所はお申込みできません												
2	中小企業の定義を教えてください	資本金または出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の中小企業が、交付の対象となります なお、以下のとおり、業種により資本金又は出資の総額及び従業員数の規模は異なりますので、ご注意ください <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金の額・出資の総額</th> <th>常時雇用する労働者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業（飲食店を含む）</td> <td>5,000万円以下</td> <td rowspan="4">または 50人以下 100人以下 100人以下 300人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> </tr> </tbody> </table> ①資本金と②従業員数の要件のいずれかを満たしていれば対象になります		資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数	小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または 50人以下 100人以下 100人以下 300人以下	サービス業	5,000万円以下	卸売業	1億円以下	その他の業種	3億円以下
	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数												
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または 50人以下 100人以下 100人以下 300人以下												
サービス業	5,000万円以下													
卸売業	1億円以下													
その他の業種	3億円以下													
3	都内に複数の支店があり、雇用保険適用事業所としては本社一か所のみの場合、事業所はいくつとみなされますか	1事業所とみなします なお奨励金は1事業所で10万円のみです												
4	非正規社員を雇用していない場合は 給付の対象になりますか	対象となります 交付申請時に「非正規社員を雇用していない」を選択してください												
5	都内に複数の支店があり、それぞれ雇用保険適用事業所となっていますが、支店ごとに申請できますか	雇用保険適用事業所である各事業所で、雇用調整助成金等を受給しており、これから非常時における勤務体制づくりなど、雇用環境整備に取り組む場合、申請できます。												

【奨励金を受給しようとする場合】

番号	質問	回答
1	実績報告書はいつまでに出す必要がありますか	交付決定日から2か月以内になります 交付決定日は、東京しごと財団から送付される交付決定通知書の右上に記載されている日付になります
2	交付申請書などの様式はどこでもらえますか	東京しごと財団のホームページからダウンロード（PDF形式 または Word形式）できます https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/syourei.html
3	交付申請書の書き方は何を参考にしたいですか	東京しごと財団のホームページ「募集要項」の記入例 または「申請の手引き」をご確認ください https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/syourei.html

4	交付申請書や実績報告書の提出方法はどのようにすればよいですか	受付は送付のみとなり、メール、FAX や来所による提出はできません 配達記録が残る方法で送付してください 送付物が料金不足の場合は受け取ることが出来ませんのでご注意ください
---	--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

【支給申請について】

番号	質問	回答
1	奨励金の交付までの流れについて教えてください	下記の流れになります 
2	交付申請の結果はどのように連絡がきますか	交付決定通知書を書類送付先として記載いただいた住所へ郵送いたします
3	交付申請・実績報告の審査状況・結果について知りたいのですが	審査の経過に関するお問い合わせには、一切応じられません 審査の結果は、書面にて交付の可否をお知らせします
4	他の助成金・奨励金との併給はできますか	令和2年度に東京都が実施した「東京都新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の交付を受けた事業所、令和3年度から実施している当奨励金の交付決定をすでに受けている事業所はお申込みできません その他の助成金・奨励金との併給は可能です
5	再度 申請することは可能ですか	1 事業所 1 回限りの申請になります

【その他】

番号	質問	回答
1	申請書等を作成する際の注意事項はありますか	鉛筆、消せるボールペンなどは使用不可です また、記載内容の訂正にあたっては、修正液・修正テープの使用は不可です
2	交付申請後に事業主の名称、所在地、代表者氏名、代表者印のいずれかに変更があった場合に提出する書類はありますか	交付申請後に申請事業主に係る変更をする場合には変更報告書（様式第8号）を速やかに提出ください 事業主の名称、所在地、代表者役職、氏名は変更後の印鑑（登録）証明書と同じ表記をお願いいたします
3	申請の撤回を行う場合	下記のような場合には、「申請撤回届（様式第5号）」を提出ください ・交付決定を受ける前に何らかの理由により申請を撤回しようとする場合 ・交付決定日より14日（消印有効）以内の場合 <u>*申請受付期間内であれば、再度申請することが可能です</u>
4	事業実施計画を中止する場合	撤回届の提出期限を過ぎて、事業実施計画を中止する場合は、速やかに「中止承認申請書（様式第9号）」を提出ください <u>*中止を行った場合には、再度の申請は不可です</u>